

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	救護費用支給の申立てに係る費用の決定	
根拠法令・条項	水難救護法 第15条第1項	
所 管 課	産業戦略部 港湾事務所	
審 査 基 準	<p>救護費用は以下により算定されたものであること。</p> <p>(1) 救護に関係した者の労務の報酬 労務の報酬は、地方習慣上の賃金を基礎とし、各人のなした労務の種類、救護に要した時間の長短、危険の程度及び被害のあるときはその被害の大小を勘酌して定めるものとする。</p> <p>(2) 法第6条の規定による土地の使用又物件の徴用に対する補償。</p> <p>(3) 救い上げた物件の運搬、保管又は購買に要した費用。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	過去に事例が無いため